

入 札 説 明 書

中央体育館天井改修その他機械設備工事－４に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公告日 令和８年 10 月 16 日（金）

２ 担当

- (1) 入札担当 〒541-0053 大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 9 階
契約管財局契約部契約課工事契約グループ
電話：06-6484-7920
- (2) 設計担当 〒530-8201 大阪府北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪府役所 6 階
都市整備局企画部公共建築課（企画設計グループ）
電話：06-6208-7875
- (3) 契約担当 〒541-0053 大阪府中央区本町 1 丁目 4 番 5 号 大阪産業創造館 9 階
契約管財局契約部契約課工事契約グループ
電話：06-6484-7920

３ 入札に付する事項

- (1) 工事名称
中央体育館天井改修その他機械設備工事－４
- (2) 工事場所
大阪府港区田中 3 丁目 1－40 八幡屋公園内
- (3) 工事期間
契約締結日から令和 11 年 2 月 19 日まで
- (4) 工事概要
 - ・ 天井改修工事に伴う機械設備工事
 - ・ 空調設備工事
 - ・ 換気設備工事
 - ・ 排煙設備工事
 - ・ 自動制御設備工事
 - ・ 衛生器具設備工事
 - ・ 給排水設備工事
 - ・ 給湯設備工事
 - ・ 消火設備工事
 - ・ 特殊消火設備工事
 - ・ ガス設備工事
 - ・ 雨水利用設備工事

・撤去工事

(5) 入札方法

大阪市調達・契約システム（以下「調達・契約システム」という。）又は郵便による。

(6) 発注方式

単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の混合方式

(7) 入札予定価格

事後公表

(8) 低入札価格調査

適用

(9) 議会の議決

要

(10) W T O

適用

(11) 落札方式

本工事は、技術的な工夫の余地が小さいため、同種・類似工事の施工実績、工事成績及び社会性等定量化された評価項目と入札価格とを総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

(12) 大阪市週休 2 日工事

本案件は、大阪市週休 2 日工事実施要領における「完全週休 2 日（土日）Ⅱ型」の適用工事である。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は入札に参加することができる。入札参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き、入札参加資格審査申請書提出期限日現在による。なお、本工事は専任特例 2 号の適用対象外である。

(1) 単体企業に関する条件

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果の管工事の総合評価値が 1,100 点以上であること。なお、入札参加資格審査申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評価値通知書の数値を採用する。

イ 建設業法第 3 条の規定に基づく「管工事業」の特定建設業許可を有すること

ウ 次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

(ア) 建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、配置予定技術者を入札参加資格審査申請日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること。

(イ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること

(ウ) 入札参加資格審査申請日現在において、常勤の自社工員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、3 か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

エ 入札参加資格審査申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税・森林環境税[普通徴収]、市・府民税・森林環境税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること。ただし、本市の調査により未納が判明した場合、本市の指示に従い令和 8 年 11 月 10 日(火)までに納付すること

オ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること

カ 消費税及び地方消費税を完納していること

キ 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと

ク 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

ケ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

コ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

サ 経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと

シ サの条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事の年平均が「0」でないこと

ス 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。

セ 単体企業と共同企業体の構成員と双方で参加することはできない。

(2) 共同企業体に関する条件

ア 経営形態は共同施工方式とする。

イ 共同企業体は 2 者で自主結成すること。

ウ 最小出資比率は 30%とする。

(3) 共同企業体の構成員（代表者を含む。）に関する条件

ア 経営事項審査結果の管工事の総合評定値が代表者は 1,100 点以上、代表者以外の構成員は 1,000 点以上であること。

なお、入札参加資格審査申請時点で有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用する。

イ 建設業法第 3 条の規定に基づく「管工事業」の特定建設業許可を有すること

ウ 代表者は、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

(ア) 建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、配置予定技術者を入札参加資格審査申請日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること。

- (イ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること
- (ウ) 入札参加資格審査申請日現在において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

エ 代表者以外の構成員は、次に掲げる全ての条件を満たす技術者を配置できること

- (ア) 建設業法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。ただし、配置予定技術者を入札参加資格審査申請日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること
- (イ) 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習を修了したことを証明するものを有する者であること
- (ウ) 入札参加資格審査申請日現在において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ、3か月以上の恒常的な雇用関係を有する者であること

オ 入札参加資格審査申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税に係る徴収金（法人市民税、市・府民税・森林環境税[普通徴収]、市・府民税・森林環境税[特別徴収]、固定資産税・都市計画税[土地・家屋]、固定資産税[償却資産]、軽自動車税、事業所税、市たばこ税、入湯税、延滞金、重加算金、不申告加算金、過少申告加算金、及び滞納処分費）を完納していること。ただし、本市の調査により未納が判明した場合、本市の指示に従い令和 8 年 11 月 10 日(火)までに納付すること

カ 大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税に係る徴収金を完納していること

キ 消費税及び地方消費税を完納していること

ク 建設業法第 28 条第 3 項若しくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けていないこと

ケ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

コ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

サ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

シ 経営事項審査の審査基準日が 1 年 7 か月以上経過していないこと

ス シの条件を満たす経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事の年平均が「0」でないこと

セ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。なお、事業協同組合等にあつては、すべての組合員が本要件を満たすものであること。

ソ 各構成員は 2 以上の共同企業体の構成員となることはできない

タ 代表者は出資比率が構成員中最大であること

(4) その他

- ・ 単体企業又は共同企業体の代表者は、大阪市指定給水装置工事事業者であること。

(5) 関係会社の入札参加制限

当該入札に参加しようとする者の間で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。

（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）

の関係にある場合

（イ） 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア） 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a） 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b） 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c） 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（d） 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者

（イ） 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 以下のいずれかに該当する2者の場合

（ア） 組合（共同企業体を含む。）とその構成員

(イ) 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合

(ウ) 一方の会社等の大阪市の入札に関わる営業活動を携わる者が、他方の会社等と同一である場合

エ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記アからウと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 設計図書等の交付

(1) 交付場所

調達・契約システム及び2(1)の担当

(2) 交付期間

公告の日から無償にて交付する。ただし、2(1)の担当での交付は令和8年10月30日(金)までとする。

(3) その他

配布を受けた資料は本工事にのみ使用するものとし、配布を受けた者は知り得た情報について守秘義務を負うものとする

6 入札参加申請書の提出

入札参加を希望する者は、入札参加資格審査申請の提出期限までにGビズIDプライムを保有している者であること。なお、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）については代表者がGビズIDプライムを保有し、事業協同組合等（以下「組合」という。）については代表者が組合としてのGビズIDプライムを保有している者であること。ただし、事前に申出ることにより大阪市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札（以下「郵便入札」という。）を認める。

(1) 申請書類（様式の掲載場所は本ファイル内の「入札参加申請者提出資料一覧表」に記載）

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、本件の入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加申請書（調達・契約システムによる申請の場合は不要）

イ 一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体の場合（その1）（その2）を提出）

ウ 特定建設工事共同企業体協定書（単体企業の場合は不要）

エ 入札参加資格審査資料（共同企業体の場合はすべての構成員）

※(ケ)～(シ)は必要に応じて提出すること

※(ス)～(チ)については、令和6・7・8年度本市入札参加有資格者名簿（工事請負）に登録されている者は提出を要しない。

(ア) 社会保険等に関する誓約書

(イ) 資本関係・人的関係等に関する調書

(ウ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書

(エ) 大阪市税等に関する誓約書

(オ) 配置予定技術者調書

- (カ) 配置予定技術者調書記載内容を証する資料
- (キ) 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）の写し（許可業種全て）
- (ク) 専任技術者証明証（様式第8号(1)又は(2)）もしくは専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）の写し
- (ケ) 主任技術者経歴書
- (コ) 健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（証明印が付されたもの）等加入を確認できる書類の写し（経営事項審査の総合評定値通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合）
- (サ) 雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理印が付されたもの）等加入を確認できる書類の写し（経営事項審査の総合評定値通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合）
- (シ) 大阪市税を納付した領収証の写し（入札参加資格審査申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市税を入札参加資格審査申請書提出期限日以前2週間以内に納付した場合のみ）
- (ス) 大阪府税（全税目）の納税証明書の写し（大阪府税及びその附帯徴収金に未納額のないことの証明書。発行日より3カ月以内のものに限る）ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県税（全税目）の納税証明書の写し。
- (セ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（その3様式）の写し（発行日より3か月以内のものに限る）
- (ソ) 大阪市使用印鑑届（本ファイル末尾の添付様式を使用すること）
- (タ) 大阪市営業所所在地等報告書（本ファイル末尾の添付様式を使用すること）
- (チ) 印鑑証明書または印鑑登録証明書（原本）（発行日より3か月以内のものに限る）

(2) 申請期間

公告日から令和8年10月30日(金)午後5時まで

(3) 申請方法

申請方法は下記ア又はイの方法に限る。

ア 電子入札の場合

調達・契約システムにより一般競争入札参加申請((1)ア)を行うこと。

なお、入札参加申請にあたっては、共同企業体の代表者が行うこと。

(1)イ～エの書類については、調達・契約システムに添付する方法により提出すること。システムでの提出ができない場合は、(2)申請期間中に電話にてご連絡のうえ、メールアドレス宛または持参にて提出すること。

イ 郵便入札の場合

(1)ア～エの書類について、郵送により提出すること

(4) 書類の郵送

ア 提出期限 令和8年10月30日(金)午後5時（必着）

イ 郵送先 2(1)の担当あて

ウ 郵送方法 簡易書留郵便とする。(外封筒に 3 (1) の工事名称を記載すること)

7 入札参加資格審査結果の通知

(1) 通知日

令和 8 年 11 月 11 日(水)

(2) 通知方法

ア 電子入札の場合

調達・契約システムにより通知する

イ 郵便入札の場合

郵送により通知する。なお、入札参加資格を認めた申請者には入札書、工事費内訳書及び自己採点表を同封して交付する。

ウ 入札参加資格を認めなかった申請者には、理由を付して通知する。

8 入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格を認めなかった旨の通知を受けた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和 8 年 11 月 20 日(金)午後 5 時(必着)

イ 提出先

2 (1) の担当あて

ウ 提出方法

書面にて作成し、簡易書留郵便にて提出すること

(2) 回答については令和 8 年 12 月 2 日(水)までに書面により回答する。

9 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問方法

ア 電子入札の場合

調達・契約システムにて提出すること

イ 郵便入札の場合

2 (2) の担当あて簡易書留郵送にて提出すること。

(2) 受付期間

設計図書等の交付の日から令和 8 年 11 月 24 日(火)午後 5 時まで

(郵送による場合、令和 8 年 11 月 24 日(火)午後 5 時までに必着すること)

(3) 回答方法

回答は、調達・契約システム上の設計図書質問回答タブに掲載する。なお、質問に対する回答の他、入札に関して伝達すべき事項を掲載する場合があるので、必ず入札書の提出までに内容を確認すること

(4) 掲載期間 令和 8 年 12 月 7 日(月)午前 10 時から令和 8 年 12 月 17 日(木)午後 5 時まで

10 入札の日時及び入札書の提出方法

入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載（入力）すること。よって、落札決定にあたっては、入札書に記載（入力）された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とする。入札書には、入札金額、くじ申込番号（3桁の任意の数字）等、必要な事項を正確に記載（入力）し、提出の際には内容をよく確認したうえで入札書提出期限までに提出すること。

なお、提出は下記(1)又は(2)の方法に限る。また、一旦提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回はすることができない。

入札にあたっては、11による工事費内訳書及び自己採点表の添付を求める。

(1) 電子入札の場合

ア 提出期間 令和8年12月16日(水)午前9時から令和8年12月17日(木)午後5時まで

イ 提出方法 調達・契約システムにより入札書を提出すること

なお、入札書が正常に送信されたことを、入札書送信完了メッセージまたは入札タブ画面において確認すること

(2) 郵便入札の場合

ア 提出期限 令和8年12月17日(木)午後5時（必着）

イ 提出方法

封筒に工事名称を記載のうえ「入札書一式在中」と朱書し、提出期限までに工事費内訳書及び自己採点表とともに簡易書留郵便で郵送すること

ウ 提出先

2(1)の担当あて

11 工事費内訳書及び自己採点表の添付

(1) 提出方法

ア 電子入札の場合

(ア) 入札書の提出の際は、工事費内訳書及び自己採点表を添付すること。添付しない場合は入札書を提出することができない。

(イ) 工事費内訳書及び自己採点表は、5において交付した様式を使用して作成すること

(ロ) 工事費内訳書及び自己採点表は入札書に添付する前にウィルスチェックをしたうえで添付すること

(ハ) 工事費内訳書及び自己採点表のファイル名称は、調達・契約システムからダウンロードする際に表示されたものから変更しないこと。

イ 郵便入札の場合

7(2)イにおいて交付した様式を使用し、入札書とともに紙媒体にて簡易書留郵便で郵送すること

(2) 工事費内訳書

商号又は名称（共同企業体は共同企業体名称）及び項目ごとの価格を入力すること

(3) 自己採点表

ア 商号又は名称（共同企業体は共同企業体名称）を入力し、評価項目ごとに該当する点数をプルダウンから選択すること。共同企業体で得点がプルダウンに該当しない場合は、直接入力すること。

イ 配置予定技術者の能力の項目について、入札参加資格審査において配置予定技術者が特定できず、複数の配置予定技術者で申請を行っている場合は、採点が一番低い技術者の点数を入力すること

ウ 自己採点表の審査の内容については、「各評価項目の評価基準及び留意事項等」に定める。

エ 「自己採点表に係る評価基準の『企業の施工能力』」におけるより同種性の高い工事及び同種性が認められる工事は次のとおりとする。なお、延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第4号（ただし書を除く。）の規定によることとする。

(ア) より同種性の高い工事

次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築物
- ・ 建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物
- ・ 延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が19,000 m²以上の工事

(イ) 同種性が認められる工事

次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築物
- ・ 建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物
- ・ 延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が5,000 m²以上の建築物

オ 「自己採点表に係る評価基準の『配置予定技術者の能力』」におけるより同種性の高い工事及び同種性が認められる工事は次のとおりとする。なお、延べ面積は、建築基準法施行令第2条第1項第4号（ただし書を除く。）の規定によることとする。

(ア) より同種性の高い工事

次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築物
- ・ 建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物
- ・ 延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が19,000 m²以上の工事

(イ) 同種性が認められる工事

次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。

- ・ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づき新築又は増築された建築物
- ・ 建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用

途に供する建築物

- ・延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が 5,000 m²以上の建築物

12 開札の日時及び場所

(1) 日時（予定）

令和8年12月18日(金)午後1時30分

(2) 場所

調達・契約システム及び大阪市契約管財局

※開札の結果、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者がいないときには再度入札を行うことがある。なお、再度入札の方法については、2(1)の担当の指示に従うこと。

13 予定価格の通知

開札後、入札参加者に対し予定価格を通知する。

(1) 日時（予定）

令和8年12月18日(金)午後1時30分

(2) 通知方法

ア 電子入札の場合

調達・契約システムにより通知する。

イ 郵送入札の場合

2(1)の担当より通知する。

14 予定価格に対する質問及び回答

開札後、入札参加者に対して予定価格を通知し、質問を受け付ける。

(1) 質問方法

ア 電子入札の場合

調達・契約システムにて提出すること

イ 郵送入札の場合

2(1)の担当の指示に従い提出すること

(2) 受付期間

予定価格の通知から令和8年12月22日(火)午後5時まで

(3) 回答方法

ア 電子入札の場合

回答を調達・契約システム上の予定価格質問回答タブに掲載する。

イ 郵送入札の場合

2(1)の担当より通知する。

(4) 回答日時（予定）

令和 8 年 12 月 25 日(金)午前 10 時

※予定価格に対する質問がなかったときは質問期間終了日の翌開庁日午後 1 時 30 分

なお、工事の請負契約に係る予定価格に対する質問に関する要領は、「大阪市調達・契約システム>契約関係規定」に掲載している。

15 評価値の公開

(1) 日時(予定) 令和 8 年 12 月 28 日(月) 午後 1 時 30 分

※予定価格に対する質問がなかったときは質問期間終了日の翌開庁日午後 1 時 30 分

(2) 場所

調達・契約システム（開札結果タブ）

(3) 評価値の算定

入札価格と自己採点を次の算定式（除算方式）にあてはめて評価値を算出する。なお、同じ評価値の者が 2 人以上あるときは、くじにより順位を決定する（くじの方法は「大阪市調達・契約システム」>「マニュアル・よくある質問」>「その他資料」>「くじ引き計算式の詳細」に掲載）。ただし、この場合において評価値と技術評価点が同じで入札価格が異なる場合は、くじによらず入札価格が低い者を上位者とする。

[除算方式]

評価値の算出方法： 評価値 = $\frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$

$$= \frac{\text{標準点（100 点）} + \text{加算点}}{\text{入札価格}} \times 100,000,000$$

本市が示した評価項目ごとの最低限の技術要件をすべて満たしている場合に、標準点として 100 点を付与する。

ただし、① 入札価格は、消費税及び地方消費税を除いた価格とする。

② 評価値は、小数点以下第 4 位未満を切り捨てる。

③ 入札者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、次のとおりとする。

入札価格が調査基準価格を下回った場合

評価値の算出方法： 評価値 = $\frac{\text{技術評価点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000$

$$= \frac{\text{標準点（100 点）} + \text{加算点}}{\text{調査基準価格} + (\text{調査基準価格} - \text{入札価格})} \times 100,000,000$$

(4) 自己採点の根拠資料の審査

評価順位が最も高い者は、自己採点についての審査を行うので評価値を公開した翌開庁日の午後 5 時 30 分までに自己採点についての根拠資料を提出すること。審査は次のとおり取り扱う。

- ・自己採点が過大である場合には正しい点数に修正したものを評価点とする。
- ・自己採点が過小である場合には自己採点を評価点とする。（本来の点数が高くても修正しない。）
- ・自己採点が空欄となっている評価項目は0点として採点する。

(5) 評価結果に対する評価理由の説明請求

評価結果公表時において、落札とならなかった者は、落札としなかった理由の説明を求めることができる。

ア 申立て先

2 (1) の担当まで提出

イ 申立て期間

評価結果公表の翌日から起算して14日以内（土日祝日を除く）。

ウ 申立て方法

郵送によるものとし、評価結果公表の翌日から起算して14日以内必着とする。

16 落札者の決定

(1) 落札決定日（予定） 令和9年1月8日（金）

※予定価格に対する質問がなかったときは評価結果公表の翌日から起算して5日後

(2) 評価順位が最も高い者を審査した結果、次のア、イを満たし評価値に変動がない場合、その者を落札者とする。なお、自己採点に誤りがあり評価値に修正がある場合においても、順位が変動しない場合はその者を落札者とする。

順位が変動する場合はその者を落札者とせず、新たに評価値が最も高くなった者の審査を行う。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある

イ 評価値が、次の式によって算出する基準評価値を下回っていない

$$\text{基準評価値} = \left[\frac{\text{標準点}}{\text{予定価格}} \right] \times 100,000,000$$

(3) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。

17 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請締切日時までに申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(2) 入札参加資格審査申請時から開札時までの間において、次のいずれかに該当する場合

ア 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。）を受けた場合

イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当した者

オ 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合

カ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」の場合

なお、入札参加資格審査申請後の共同企業体における構成員の変更は認めない。ただし、共同企業体による参加の場合において、構成員のうち代表者以外の構成員が上記のいずれかに該当したこととなった場合、上記に該当したこととなった代表者以外の構成員について、令和8年12月23日（水）午後5時までであれば、上記に該当したこととなった構成員に代わる構成員（以下、新たな構成員と言う）を補充し、新たに共同企業体を結成し、入札参加資格審査の申請を行うことができる。

新たな構成員は申請時点において、4の要件を満たすこと。4(3)オについて、本市調査日より未納が判明した場合、本市の指定する期限までに納付すること。

- (3) 入札参加資格審査申請時から開札時までの間において、4(5)に該当する事実が判明した者

18 入札の無効

- (1) 契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 再度入札の場合においては、前回最低入札書記載金額以上でした入札
- (3) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (4) 工事費内訳書及び自己採点表を提出しない者が行った入札
- (5) 提出した工事費内訳書が、次の項目に該当する場合
 - ア 工事名称、商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）の記載がない
 - イ 内訳項目の単位・数量などに記載があるが、金額の記載がない
 - ウ 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる
 - エ 見積の内訳金額が「0」となっている項目があるなど、見積が適切に行われなかったことが明らかである場合（材料費、労務費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金について、記載がない場合、暫定的に無効としない。ただし、法定福利費の記載がない場合は無効とする。）
 - オ 商号または名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が、入札書の情報と明らかに異なる。ただし、誤字や脱字と識別できる場合、または入札書提出時以降に商号の変更や合併等を行った場合はこの限りでない。
- (6) 提出した自己採点表が、次の項目に該当する場合
 - ア 工事名称、商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）を記載していない。
 - イ 商号又は名称（共同企業体の場合は共同企業体名称）が、入札者の情報と明らかに異なる。
- (7) 自己採点の根拠資料を提出しない者のした入札
- (8) 自己採点の根拠資料の作成に関し不正が行われたと認められる入札
- (9) 低入札価格調査制度適用案件において、次の項目に該当する場合
 - ア 指定する日時までに、低入札価格根拠資料を提出しなかった落札者がした低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格の入札
 - イ 工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領第15条の規定に該当する技術者を配置できない落札者がした調査基準価格を下回る価格の入札
- (10) 開札時から落札決定までの間において、単体企業又は共同企業体の構成員（代表者を含む）が次のいずれかに該当した場合
 - ア 建設業法第28条第3項若しくは同条第5項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案

- 件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る。)を受けた場合
- イ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合
- ウ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合
- エ 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7か月以上経過した場合
- オ 経営事項審査の最新のものにおいて、当該案件に応じた建設工事の種類の完成工事高の年平均が「0」の場合
- (11) 4(5)に定める関係会社の参加制限に該当する2者がしたそれぞれの入札
- (12) 利用規約に反して使用されたGビズIDによる入札

19 低入札価格調査

- (1) 評価順位の最も高い者の入札が、調査基準価格を下回る入札である場合には、「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」による低入札価格調査を行う。(評価値の算出は、15(3)のとおりとするが、低入札価格調査は以下のとおり行う。)なお、入札価格を契約価格とするので留意すること。
- (2) (1)の場合、調査基準価格に満たない全ての入札者について、下記の「価格による失格基準額」を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者としてしない。
- 価格による失格基準は、次に掲げるとおりとする。

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額 ※)	本市設計金額の 90%	左記の合計金額未滿
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額 ※)	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

※ 現場理費相当額は、直接工事の10%とする。

- (3) (2)により低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に別途定める低入札価格根拠資料(本市指定様式)の提出を求める。
- 低入札価格根拠資料については、15(1)の評価値公開の翌日から起算して3日後(本市における執務の休日を除く。)午後5時30分までに2(1)の担当まで提出すること。期限までに提出が無い場合は、入札を無効とし、大阪市競争入札参加停止措置要綱の規定に基づく停止措置を行う。
- (4) 低入札価格調査は、低入札価格根拠資料に基づき、工事の施工に必要な費用が工事費内訳書に適切に計上されているかを調査するものとし、低入札理由の合理性、下請等の見積の入札金額への反映、品質確保、関係法令の遵守等の観点で調査する。(なお、低入札価格根拠資料の内容を確認する必要がある場合は、必要に応じて事情聴取を行う)
- (5) 調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当

であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には低入札価格調査を行うものとし、低入札価格根拠資料の提出を求める。提出については本市の指示に従うこと。

以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

なお、工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領は、「大阪市調達・契約システム＞契約関係規定」に掲載している。

20 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金（見積った契約希望金額の 100 分の 3 以上） 免除

ただし、正当な理由がなく契約を締結しないときは、落札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額）の 100 分の 3 に相当する違約金を徴収する。

(2) 契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上） 納付

ただし、政府公債、大阪市債等の提供または金融機関の保証または公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

21 前払金 契約金額の 40%（年度分割）とする。

22 本案件は、大阪市設計・施工技術連絡会議の設置対象工事である。

23 入札の中止

次の事項が生じた場合には、入札を中止することがある。

- (1) 入札参加者がなかった場合
- (2) 不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき
- (3) その他やむを得ない理由があるとき

24 契約の締結

本案件については、落札者決定後仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。

25 落札の取り消し又は仮契約の解除

発注者は、落札決定から本契約締結までの間において、単体企業又は共同企業体の構成員が次の(1)から(4)のいずれかに該当した場合、落札の取り消し又は仮契約を解除する。また、(5)に該当した場合は、落札の取消し又は仮契約を解除することができる。

- (1) 建設業法第 28 条第 3 項もしくは同条第 5 項の規定による営業停止処分（大阪市において当該案件に応じた建設工事業の営業ができないものに限る）を受けた場合
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合

- (3) 直近の経営事項審査の審査基準日が1年7か月を経過した場合
- (4) 工事請負契約書第11条に規定する技術者等に配置予定技術者を配置できない場合
- (5) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合

26 契約条項を示す場所

調達・契約システム及び2(3)の担当とする。

27 実施上の留意事項

- (1) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、入札の中止となった場合においても同様とする。
- (2) 提出された入札参加資格審査資料、自己採点の根拠資料、低入札価格根拠資料等は法令等に定めがあるときを除き入札に関する調査以外に使用することはない。また、返却しない。
- (3) 審査の経緯は原則として非公開とする。

28 その他

- (1) この調達については、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否 要
原則システムで契約書を作成する。なお、所定の書面契約理由書を提出し、本市がやむを得ない理由と認めた場合、書面での契約書作成を認める。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 2(1)の担当とする。
- (5) 本案件に直接関連する他の工事の請負契約を本案件の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 本市のシステム障害により調達・契約システムによる入札手続に障害が発生した場合には、受付の締切時間等の変更、紙入札への切り替え、または入札を中止することがある。
なお、その他の理由によりやむを得ず入札の日程を変更する場合がある。その場合は入札参加を認めた者全員に連絡するものとする。
- (7) 入札参加者が提出した電子ファイルのウイルス感染について、当該入札参加者からの連絡により判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、当該入札参加者と再提出方法について協議する。
また、本市によりウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等中止し、本市よりウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議する。
- (8) 落札決定から契約締結までに、落札者が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。
大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不相当であると認められるとき
- (9) 工事請負契約書第11条に規定する技術者等に配置予定技術者調書に記載した技術者を配置できない場合は、契約を締結しない又は契約を解除できるものとする。
- (10) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札

等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (11) 契約締結後、全ての次数の下請負人（建設事業者に限る。）の社会保険等の加入状況を確認し、本市に報告すること。なお、やむを得ず、社会保険等の未加入の建設事業者を下請負人とする場合には、下請負人に対して、社会保険等に未加入である旨を大阪市に報告するとともに未加入である旨を大阪市が社会保険担当機関に通報することを周知すること。
- (12) この入札説明書に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則、大阪市競争入札参加者心得等の定めるところによる。
- (13) 入札方法等の照会にあたっては、入札参加者が本市職員にわかり得ることがないように十分留意すること
- (14) 本市入札関係規程は、「大阪市調達・契約システム＞契約関係規定」に掲載する。
- (15) 設計図書の訂正があった場合は、調達・契約システムの各案件ページに作成される訂正公告タブにその内容を掲載する。

自己採点表（WTO）【令和8年度】

工事名称： 中央体育館天井改修その他機械設備工事－4
 商号又は名称：

評価分類	評価項目	評価内容	評価基準	配点	自己採点 （入札者）	評価結果 （発注者）
企業の 施工能力	同種工事の施工実績の有無	過去15年度の間（平成23～令和7年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事の元請施工の実績（最大2件まで評価対象とすることができる：最大点数8点）	より同種性の高い工事の実績あり【2件】	8		
			より同種性の高い工事の実績あり【1件】及び同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【1件】	6		
			・より同種性の高い工事の実績あり【1件】 ・同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【2件】	4		
			・同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【1件】	2		
			実績なし	0		
技術者等の 配置	配置予定技術者の 施工経験	過去15年度の間（平成23～令和7年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績（最大2件まで評価対象とすることができる：最大点数8点）	より同種性の高い工事の実績あり【2件】	8		
			より同種性の高い工事の実績あり【1件】及び同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【1件】	6		
			・より同種性の高い工事の実績あり【1件】 ・同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【2件】	4		
			・同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【1件】	2		
			実績なし	0		
	若手・女性技術者等の配置	若手（入札書提出期限日現在において40歳以下）又は女性を監理（主任）技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかに配置	配置する	1		
			配置しない	0		
社会性・ 信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO9001の認証取得	取得している	1		
			取得していない	0		
	環境マネジメントシステムの取得状況	本市との契約締結の営業所においてISO14001の認証取得	取得している	1		
			取得していない	0		
	ワークライフバランスの取組	・女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定 ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 ・女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業 主行動計画提出義務がない企業の同計画の届出 ・内閣府男女共同参画局推進課による外国法人について認定制度の要件相当の基準を満たしていることの確認 上記いずれか	取得又は届け出している	1		
			取得又は届け出していない	0		
加算点合計				20	0	0

各評価項目の評価基準及び留意事項等

1 企業の施工能力

同種工事の施工実績の有無

評価内容	評価基準	配点
過去 15 年度の間（平成 23～令和 7 年度）に元請として完成引渡が完了した同種工事の元請施工の実績（最大 2 件まで評価対象とすることができる：最大点数 8 点）のある業者を優位に評価します。	より同種性の高い工事の実績あり【2 件】	8.0
	より同種性の高い工事の実績あり【1 件】及び同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【1 件】	6.0
	・より同種性の高い工事の実績あり【1 件】 ・同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【2 件】	4.0
	・同種性が認められる工事の実績あり（より同種性の高い工事を除く）【1 件】	2.0
	実績なし	0
提出書類		
以下の①～④により確認します。 ①同種工事施工実績調書（様式－1） ②工事請負契約書の写し ③工事実績情報システム（C O R I N S）の竣工登録時カルテの写し ④建築計画概要書等		
評価における留意事項		
・同種性が認められる工事及びより同種性の高い工事の条件は、 (1) 同種性が認められる工事 次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物。		

- ・建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物。
- ・延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が 5,000 m²以上の建築物。

(2) より同種性の高い工事实績

次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。

- ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物。
- ・建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物。
- ・延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が 19,000 m²以上の工事とします。また、1 件の工事で条件を満たすこととし、複数件の工事を合算することはできません。ただし、1 つの建築物が複数契約に分割されている工事については、契約を締結している工事を合算して 1 本の工事实績とすることができます。
- ・実績（最大 2 件まで評価対象とすることができる：最大点数 8 点）の評価は、以下のとおりです。3 件目以上は評価の対象外です。

例 1：より同種性の高い工事の実績が 2 件ある場合

$$4 \text{ 点} \times 2 \text{ 件} = 8 \text{ 点}$$

例 2：より同種性の高い工事の実績が 1 件、同種性が認められる工事の実績が 1 件ある場合

$$4 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} + 2 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} = 6 \text{ 点}$$

例 3：同種性が認められる工事の実績が 1 件ある場合

$$2 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} = 2 \text{ 点}$$

- ・工事請負契約書の写しは、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものとします。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付してください。民間工事の場合も同様です。工事請負契約書の写しで、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できない場合は、工事实績情報システム（C O R I N S）の竣工登録時カルテの写し、建築計画概要書等、施工実績の具体的な内容が確認できる資料を添付してください。
- ・入札参加が共同企業体の場合、施工実績については、全ての構成員の実績件数の加算点の合計を構成員数で割ることとし、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位とします（実績がない構成員は 0 点として計算します。）。)

例 1：A 社と B 社の共同企業体で、A 社はより同種性の高い工事の実績が 1 件と同種性が認められる工事の実績が 1 件、B 社は同種性が認められる工事の実績が 1 件の場合

$$((4 \text{ 点} \times (1 \text{ 件} + 0 \text{ 件})) + (2 \text{ 点} \times (1 \text{ 件} + 1 \text{ 件}))) \div 2 \text{ 者} = 4 \text{ 点}$$

例 2 : C 社と D 社と E 社の共同企業体で、C 社はより同種性の高い工事の実績が 2 件、D 社は同種性が認められる工事の実績が 2 件、E 社は同種性が認められる工事の実績が 1 件の場合

$$((4 \text{ 点} \times (2 \text{ 件} + 0 \text{ 件} + 0 \text{ 件})) + (2 \text{ 点} \times (0 \text{ 件} + 2 \text{ 件} + 1 \text{ 件}))) \div 3 \text{ 者} \\ = 4.66 \text{ 点} \rightarrow 4.7 \text{ 点}$$

- ・対象となる工事が共同企業体による場合は、出資比率が 15%以上の構成員に限り評価対象とします。申請者が当該共同企業体の構成員であること及び出資比率が確認できる資料を添付してください。(工事実績情報システム (CORINS) の竣工登録時カルテの写し、工事請負契約書の写し等)

2 技術者等の配置

入札参加資格審査において、配置予定技術者を複数名申請する場合は、評価は低い点数の技術者で行いますが、根拠資料は申請した全員分の資料を提出してください。

(1) 配置予定技術者の施工経験

評価内容	評価基準	配点
過去 15 年度の間 (平成 23～令和 7 年度) に元請として完成引渡が完了した同種工事において監理技術者又は主任技術者として従事した施工実績 (最大 2 件まで評価対象とすることができる : 最大点数 8 点) のある業者を優位に評価します。	より同種性の高い工事の実績あり【2 件】	8.0
	より同種性の高い工事の実績あり【1 件】及び同種性が認められる工事の実績あり (より同種性の高い工事を除く)【1 件】	6.0
	・より同種性の高い工事の実績あり【1 件】 ・同種性が認められる工事の実績あり (より同種性の高い工事を除く)【2 件】	4.0
	・同種性が認められる工事の実績あり (より同種性の高い工事を除く)【1 件】	2.0

	実績なし	0
提出書類		
以下の①～⑤により確認します。ただし、④を提出することができない場合は、⑥により従事した実績を確認します。 ①配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式－２） ②入札参加資格審査申請において提出した配置予定技術者調書の写し ③工事請負契約書の写し ④工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）の竣工登録時カルテの写し ⑤建築計画概要書等 ⑥当該工事への従事を証明する氏名及び従事した役割（監理技術者、主任技術者）が記載されている施工体系図の写し、又は当該工事の発注者からの証明書（元請であること及び契約書の写し等が原本と相違ないことを明示し、工事名称及び配置技術者氏名、発注者名、従事役職（監理技術者等）、工期、従事期間、工事内容（建築物規模、用途）の記載及び発注者の代表印の押印がある物）		
評価における留意事項		
・同種性が認められる工事及びより同種性の高い工事の条件は、 (1) 同種性が認められる工事 次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物。 ・建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物。 ・延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が 5,000 ㎡以上の建築物。 (2) より同種性の高い工事实績 次の事項を全て満たす建築物の機械設備工事とする。 ・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された建築物。 ・建築物の用途における「スケート場、水泳場」、「体育館、スポーツ練習場」、「観覧場」の用途に供する建築物。 ・延べ面積（増築の場合は増築部分の面積、複数の用途を有する場合は上記用途の専有面積に共有面積（面積按分により算定）を加えた面積）が 19,000 ㎡以上の工事とします。 また、１件の工事で条件を満たすこととし、複数件の工事を合算することはできません。ただし、１つの建築物が複数契約に分割されている工事については、契約を締結している工事を合算して１本の工事实績とすることができます。 ・実績（最大２件まで評価対象とすることができる：最大点数８点）の評価は、以下のと		

おりです。3 件目以上は評価の対象外です。

例 1：より同種性の高い工事の実績が 2 件ある場合

$$4 \text{ 点} \times 2 \text{ 件} = 8 \text{ 点}$$

例 2：より同種性の高い工事の実績が 1 件、同種性が認められる工事の実績が 1 件ある場合

$$4 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} + 2 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} = 6 \text{ 点}$$

例 3：同種性が認められる工事の実績が 1 件ある場合

$$2 \text{ 点} \times 1 \text{ 件} = 2 \text{ 点}$$

- ・工事請負契約書の写しは、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものとします。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付してください。民間工事の場合も同様です。工事請負契約書の写しで、同種工事の条件とした施工実績の具体的な内容が確認できない場合は、工事实績情報システム（C O R I N S）の竣工登録時カルテの写し、建築計画概要書等、施工実績の具体的な内容が確認できる資料を添付してください。
- ・施工実績は全工期の 1/2 以上従事したものを評価対象とします。
- ・対象となる工事が共同企業体による場合は、代表者に限る。

【評価対象とする配置予定技術者の取扱い】

- ・評価対象とする配置予定技術者は、契約当初に配置予定の技術者とし、上記の提出書類の提出を要する。
- ・評価対象となった配置予定技術者について、「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」第 7 条の規定により途中交代を行う場合、「配置予定技術者の能力等」（若手・女性技術者の配置に関する評価項目を除く。）における加算点と同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置してください。

(2) 若手・女性技術者等の配置

評価内容	評価基準	加算点
若手（入札書提出期限日現在において 40 歳以下）又は女性を監理（主任）技術者、現場代理人又は担当技術者のいずれかに配置する業者を優位に評価します。 ※上記の複数に配置している場合でも重複して評価はしない。	配置する	1
	配置しない	0
提出書類		
・若手・女性技術者等配置調書（様式－3）※健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等事実を証明することが可能な書類の写し		

評価における留意事項
【評価対象とする配置予定技術者の取扱い】 ・評価対象とする配置予定技術者は、契約当初に配置予定の技術者とし、上記の提出書類の提出を要する。 ・評価対象となった配置予定技術者について、「監理技術者等の配置に関する事務取扱要領」第7条の規定により途中交代を行う場合、「配置予定技術者の能力等」（若手・女性技術者の配置に関する評価項目を除く。）における加算点と同点数以上の加算点を有する監理技術者等を配置してください。

3 企業の社会性・信頼性

(1) 品質管理マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	加算点
本市との契約締結の営業所において ISO9001 の認証取得している業者を優位に評価します。	取得している	1.0
	取得していない	0
提出書類		
以下の①、②により確認します。		
① ISO9001 登録証の写し		
② 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		
評価における留意事項		
・開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契約を締結する権限を有している営業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。		
・認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限りします。		

(2) 環境マネジメントシステムの取得状況

評価内容	評価基準	加算点
本市との契約締結の営業所において ISO14001 の認証取得している業者を優位に評価します。	取得している	1.0
	取得していない	0
提出書類		
以下の①、②により確認します。		
① ISO14001 登録証の写し		
② 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し		
評価における留意事項		
・開札日において、有効期限が切れていないもので、かつ、本市と契約を締結する権限を有している営業所が認証取得している場合にのみ評価対象とします。		

・ 認証の範囲は、建設工事の施工に関するものに限りです。

(3) ワークライフバランスの取組

評価内容	評価基準	加算点
・ 女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定 ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 ・ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の同計画の届出 ・ 内閣府男女共同参画局推進課による外国法人について認定制度の要件相当の基準を満たしていることの確認 上記いずれかを満たしている業者を優位に評価します。	取得又は届出している	1.0
	取得又は届出していない	0
提出書類		
・ 女性活躍推進法に基づく認定制度のえるぼし認定、プラチナえるぼし認定 基準適合一般事業主認定通知書の写し ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定制度のトライくるみん認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定 基準適合一般事業主認定通知書の写し又は基準適合認定一般事業主認定通知書の写し ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定制度のユースエール認定 基準適合事業主認定通知書の写し ・ 女性活躍推進法又は次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画提出義務がない企業の場合 一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印があるもの。受付印がない場合は、一般事業主行動計画策定・変更届の写しに加え、公表方法が確認できる「厚生労働省のホームページ『両立支援ひろば』での企業データ詳細画面の写し」、「自社のホームページの写し」又は「その他公表方法の分かる資料」を添付すること。） ・ 内閣府男女共同参画局推進課による外国法人について認定制度の要件相当の基準を満たしていることの確認		

ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写し
評価における留意事項
・ 認証及び認定は、開札日において、本市と契約を締結する権限を有している営業所が有効に取得している場合にのみ評価対象とします。

共同企業体での入札参加の取扱い

評価項目		評価対象		
		代表構成員	全ての構成員	いずれかの構成員
企業の施工能力	同種工事の施工実績の有無		○※1	
技術者等の配置	配置予定技術者の施工経験	○		
	若手・女性技術者等の配置			○
社会性・信頼性	品質管理マネジメントシステムの取得状況		○※2	
	環境マネジメントシステムの取得状況		○※2	
	ワークライフバランスの取組		○※2	

※1 すべての構成員の加算点を構成員数で割る。(小数点第2位を四捨五入)

※2 構成員の得点がそれぞれ違う場合は、得点の低いもので評価する。

入札参加申請者提出資料一覧表

1. 必ず提出する資料

	提出書類	説明
1	一般競争入札参加申請書（単体企業又は共同企業体用）	・大阪市調達・契約システムによる申請の場合は不要 ・本市指定様式 ・本ファイル（入札説明書）末尾の書類を使用すること
2	一般競争入札参加資格審査申請書（単体企業又は共同企業体用） ※共同企業体で申請する場合（その1）（その2）の両方を提出	・本市指定様式 ・本ファイル（入札説明書）末尾の書類を使用すること なお、（その2）については、構成員ごとに提出すること
3	特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体用）	・本市指定様式 ・様式の掲載場所は※1のとおり

2. 必ず提出する資料

	提出書類	説明
1	社会保険等に関する誓約書	・本市指定様式 ・様式の掲載場所は※1のとおり
2	資本関係・人的関係等に関する調書 （両面印刷にて提出すること）	
3	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書 （両面印刷にて提出すること）	・本市指定様式 ・本ファイル（入札説明書）末尾の書類を使用すること
4	大阪市税等に関する誓約書	
5	配置予定技術者調書	・本市指定様式 ・様式の掲載場所は※1のとおり
6	配置予定技術者調書記載内容を証する資料	・入札説明書に掲げる条件を満たす資格・免許、雇用関係等について、これを証する書類を添付すること（書類に個人番号（マイナンバー）の記載があれば、黒塗りした上で添付すること） ・雇用関係書類は次のいずれかの資料（写し）により確認します。 ①監理技術者資格者証 ②健康保険被保険者証（記号、番号、保険者番号、QRコードを黒塗りすること） （所属建設業者名が記載されているもの。ただし、令和7年12月1日までの取扱いとする。） ③健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所が受け付けたこと分かるもの） ④健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ⑤市町村が作成する住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）
7	経営業務の管理責任者証明書（様式第7号もしくは様式第7号の2（第一面から第四面まですべて））	・建設業許可申請書（副本）の写しを提出すること（許可業種全て）
8	専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2））もしくは専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）※	※直近の届出が平成27年3月31日以前：専任技術者証明書（様式第8号（1）又は（2）） 直近の届出が平成27年4月1日以降：専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）

3. 必要に応じて提出する資料

	提出書類	説明
1	主任技術者経歴書	・実務経験による主任技術者を配置する場合のみ ・本市指定様式 ・様式の掲載場所は※1のとおり
2	健康保険・厚生年金保険適用事業所関係事項確認（申請）書（証明印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「健康保険加入の有無」欄及び「厚生年金保険加入の有無」欄の一部に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
3	雇用保険適用事業所設置届事業主控（受理印が付されたもの）等加入を確認できる書類の原本	・経営事項審査結果通知書の「雇用保険加入の有無」欄に「除外」または「無」があり、その後、当該保険に加入した場合 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。
4	領収書の原本	・入札参加資格申請書提出期限日の属する月の前々々月末日時点において納期が到来している大阪市の入札参加資格申請書提出期限日以前2週間以内に納付した場合のみ。 ・原本については、本市において写しを取った後返却する。

※1 大阪市調達・契約システムトップページの【マニュアル・よくある質問】>【様式集（工事請負関係）】>【入札参加資格審査申請様式】からダウンロード

リンクはこちら➡ [入札参加資格審査申請書一覧](#)

4. 本市未登録業者の場合に提出する資料

	提出書類	説明
1	大阪府税（全税目）の納税証明書の写し（大阪府税及びその附帯徴収金に未納額のないことの証明書	・発行日より3か月以内のもの
2	消費税及び地方消費税の納税証明書（その3様式）	
3	大阪市使用印鑑届	・本市指定様式 ・本ファイル（入札説明書）末尾の書類を使用すること
4	大阪市営業所所在地等報告書	
5	印鑑証明書又は印鑑登録証明書	・原本

5. 提出期限について
公告日から令和8年10月30日（金）午後5時（必着）

6. 郵送先について
〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館9階）
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

自己採点表の根拠資料一覧表

1. 提出する資料（該当する項目が無ければ提出不要）

	提出書類	説明
1	総合評価落札方式技術資料提出書	・本市指定様式 ・本ファイル（入札説明書）末尾の書類を使用すること
2	同種工事施工実績調書	
3	配置予定技術者の同種工事施工実績調書	

2. 提出期限について
評価順位公開日の翌日（本市における執務の休日を除く） 午後5時30分

3. 提出場所について
大阪市中央区本町1丁目4番5号（大阪産業創造館9階）
大阪市契約管財局契約部契約課工事契約グループ

一 般 競 争 入 札 参 加 申 請 書 (単体企業用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

所 在 地

商 号

役職・氏名

次の工事の一般競争入札に参加したいので、申し出ます。

記

- 1 工事名称 中央体育館天井改修その他機械設備工事－ 4
- 2 工事場所 大阪市港区田中 3 丁目 1 － 4 0 八幡屋公園内

一 般 競 争 入 札 参 加 申 請 書 (共同企業体用)

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

(代 表 者)

所 在 地

商 号

役職・氏名

特定建設工事共同企業体

名称 _____ 特定建設工事共同企業体

次の工事の一般競争入札に参加したいので、申し出ます。

記

- 1 工事名称 中央体育館天井改修その他機械設備工事－４
- 2 工事場所 大阪市港区田中３丁目１－４０ 八幡屋公園内

一般競争入札参加資格審査申請書（単体企業用）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所
(支店等)
の所在地

商号又は名称
代表者
(又は受任者)
役職・氏名

承認番号						
------	--	--	--	--	--	--

次の工事にかかる一般競争入札に参加したいので、入札参加資格を審査されたく、資料を添えて申し出ます。なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。

提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

- 1 工事名称 中央体育館天井改修その他機械設備工事－4
2 工事場所 大阪市港区田中3丁目1－40 八幡屋公園内
3 入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする 営業所
平成 年 月 日 令和	国土交通大臣許可 大阪府知事許可 第 号	特定・一般 工事業	・主たる営業所 ・従たる営業所 ()

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

- 4 上記許可業種の入札参加資格審査申請書提出期限日現在において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値 (P点)	完成工事高 (2・3年平均)
令和 年 月 日	令和 年 月 日		千円

5 連絡先

部署名： 氏名： 電話番号：

一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（その１）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

共同企業体 事務所
所在地
名称(代表者)
所在地
商号
役職・氏名

承認番号

(構成員)
所在地
商号
役職・氏名

承認番号

次の工事にかかる一般競争入札に参加したいので、入札参加資格を審査されたく、資料を添えて申し出ます。なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。

提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

- 工事名称 中央体育館天井改修その他機械設備工事－４
- 工事場所 大阪市港区田中３丁目１－４０ （八幡屋公園内）
- 構成員

	承認番号	商号	出資割合 (%)
代表者			
構成員			

- 連絡先
所属名 _____

氏 名 _____ 電話 _____

一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（その２）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

（代表者・構成員）

所在地

商号

役職・氏名

承認番号						
------	--	--	--	--	--	--

１．入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする 営業所
平成 年 月 日 令和	国土交通大臣許可 大阪府知事許可 第 号	特定・一般 工事業	・主たる営業所 ・従たる営業所 ()

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

２．上記許可業種の入札参加資格審査申請書提出期限日現在において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値（P点）	完成工事高 （２・３年平均）
令和 年 月 日	令和 年 月 日		千円

３．連 絡 先

部署名： 氏名： 電話番号：

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

（フリガナ）

商号又は名称

（フリガナ）

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

大阪市使用印鑑届

商 号 又 は 称 名			
代 表 者 役 職 名 氏			
受 任 者 役 職 名 氏			
押 印 欄	<table border="1"><tr><td>実 印</td></tr><tr><td></td></tr></table>	実 印	
	実 印		
	<table border="1"><tr><td>使 用 印</td></tr><tr><td></td></tr></table>	使 用 印	
使 用 印			

※使用印は、入札・見積り、契約の締結、代金の請求・受領、共同企業体の結成等の際に使用する印を押印してください。

使用印は代表者の役職名または氏名等が表示されたものに限りです。

(ただし、受任者を設けている場合は受任者の役職名又は氏名等が表示されたものに限りです。)

大 阪 市 営 業 所 所 在 地 等 報 告 書

大阪市長

令和 年 月 日

本店(主たる営業所)の所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 の 役 職・氏 名
電 話 番 号

大阪市と契約する窓口について、次のとおり報告します。

建物の所有形態	
建物の形態	
営業所の使用状況	
標 識	設置場所()
看 板	設置場所()
電 話 設 備	☐ 固定電話 ☐ その他()
机等什器備品	机(台) いす(脚) 複写機(台) FAX(台) パソコン(台)
経營業務管理 責 任 者	職名()
	氏名()
	上記の者の在籍確認ができるもの()
営業所における 専任の技術者	職名()
	氏名()
	上記の者の技術者資格()
	上記の者の在籍確認ができるもの()
	上記以外の技術者数(名)
営業に関する事項を記した帳簿 ☐ 備えている (該当する場合は ☒)	

(お願い)

1. 大阪市営業所所在地等報告書に基づいて実態調査を実施します。調査の際に記載内容について、関係書類等の確認を行いますのでご協力お願いします。
2. 調査の結果によっては、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく「停止措置」及び建設業法その他関係諸法令等に基づき「建設業許可行政庁等への情報提供」を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

次 頁

- (貼付書類)
1. 営業所の附近見取図
 2. 営業所の外観の写真(商号又は名称が確認できるもの)
 3. 営業所内部の写真

※提出書類は控えを取っておいてください。

商号又は名称（ ）

大 阪 市 営 業 所 所 在 地 等 報 告 書（地図・写真貼付用）

- 1 営業所の附近見取図（北方向を記入してください。駅、バス停、学校等目標になるものを記入し、できるだけ詳細に記入してください。住宅地図等の写しの貼付け可。）

- 2 営業所外観の写真（商号又は名称が確認できるもの） *写真の裏面に会社名を記入してください。

のり付け

- 3 営業所内部の写真 *写真の裏面に会社名を記入してください。

のり付け

※提出書類は控えを取っておいてください。

(様式－１－２)

令和 年 月 日

大阪市

様

承認番号 ()

事務所所在地
又は住所
商号又は名称
代表者氏名又は氏名

総合評価落札方式技術資料提出書

別添のとおり技術資料を提出します。
なお、添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。
誓約したにも関わらず、万一、虚偽の記載が認められた場合には、指名停止等いかなる措置を講じられても一切異議の申し立ては致しません。

工事名称	
------	--

【提出資料】

評価分類	記入内容を証明する書類
企業の施工能力	同種工事の施工実績の有無に関する資料 ☐ 同種工事施工実績調書（様式－２） ☐ 工事請負契約書の写し ☐ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し ☐ 建築計画概要書等
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験に関する資料 ☐ 配置予定技術者の同種工事施工実績調書（様式－３） ☐ 工事請負契約書の写し ☐ 工事実績情報システム（CORINS）の竣工登録時カルテの写し ☐ 建築計画概要書等 ☐ 当該工事への従事を証明する氏名及び従事した役割（監理技術者、主任技術者又は現場代理人）が記載されている施工体系図の写し、又は当該工事の発注者からの証明書（元請であること及び契約書の写し等が原本と相違ないことを明示し、工事名称及び配置技術者氏名、発注者名、従事役職（監理技術者等）、工期、従事期間、工事内容（建築物規模、用途）の記載及び発注者の代表印の押印がある物） ☐ 監理技術者に必要な国家資格等の証の写し（工事に携わる段階で、監理技術者に必要な国家資格等を有していたことが確認できる資料） 若手・女性技術者の配置に関する資料 ☐ 健康保険被保険者証等事実を証明することが可能な書類の写し（配置予定技術者調書と一緒に提出）

企業の社会 性・信頼性	I S O等の認証取得 ☐ IS09001登録証の写し ☐ IS014001登録証の写し ☐ 本市との契約締結の営業所で登録していることが確認できる付属書等の写し
	女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び青少年の雇用の促進等に関する 法律の取組に関する資料 ☐ 基準適合一般事業主認定通知書の写し ☐ 基準適合一般事業主認定通知書又は基準適合認定一般事業主通知書の写し ☐ 基準適合事業主認定通知書の写し ☐ ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写し

※該当提出書類の□に「✓」印又は■（塗潰し）をすること。

連 絡 先	所属名	
	氏 名	
	電 話	() —
	F A X	() —

(様式－２)

同種工事施工実績調書

工事名称：_____

商号又は名称：_____

施 工 実 績 １ 件 目	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率： %）
	構造・階数・ 延べ面積・用途	
	CORINS 登録の 有無	☐ 有 ☐ 無
施 工 実 績 ２ 件 目	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率： %）
	構造・階数・ 延べ面積・用途	
	CORINS 登録の 有無	☐ 有 ☐ 無

注）延べ面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条第１項第４号（ただし書を除く。）による
こととする。

(様式－３)

配置予定技術者の同種工事施工実績調書

工事名称：_____

商号又は名称：_____

配置予定技術者の 従事役職・氏名		
工事 実績 の 概要 1 件 目	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人
	構造・階数 延べ面積・用途	
	CORINS 登録の有無	☐ 有 ☐ 無
工事 実績 の 概要 2 件 目	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人
	構造・規模	
	CORINS 登録の有無	☐ 有 ☐ 無
申請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	☐ 有 ☐ 無

注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

注) 延べ面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号（ただし書を除く。）によることとする。

一般競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

主たる営業所
(支店等)

の所在地 大阪市中央区本町 1 - 4 - 5

商号又は名称 ○○建設株式会社

代表者
(又は受任者)

役職・氏名 大阪支店長 ○○ ○○

承認番号

○

○

○

○

○

○

次の工事にかかる一般競争入札に参加したいので、入札参加資格を審査されたく、資料を添えて申し出ます。なお、資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。

提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

- 工事名称 ○○建設工事
- 工事場所 大阪市○○区○○○○ ○ 丁目
- 入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする 営業所
平成 ○年 ○月 ○日 令和	国土交通大臣許可 大阪府知事許可 第○○○○○○○号	特定・一般 ○○工事業	・主たる営業所 ・従たる営業所 (○○支店)

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

- 上記許可業種の入札参加資格審査申請書提出期限日現在において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値 (P 点)	完成工事高 (2・3年平均)
令和 年 月 日	令和 年 月 日	○○○	○○○○千円

5 連絡先

部署名：大阪支店○○課 氏名： ○○ ○○ 電話番号：00-0000-0000

一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（その１）

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

共同企業体 事務所 大阪市中央区本町１－４－５
所在地 ○○○株式会社大阪支店内
名称 ○○・○○特定建設工事共同企業体

(代 表 者)
所在地 大阪市○○区○○○丁目○番○号
商号 ○○○株式会社大阪支店
役職・氏名 大阪支店長 ○○○○

承認番号	0	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---

(構 成 員)
所在地 大阪市○○区○○○丁目○番○号
商号 ○○○建設株式会社
役職・氏名 代表取締役 ○○○○

承認番号	0	0	0	0	0	0
------	---	---	---	---	---	---

次の工事にかかる一般競争入札に参加したいので、入札参加資格を審査されたく、資料を添えて
申し出ます。

本件申請について提出する書類に記載された個人情報については、提出にあたり全て当該人物の
同意を得ており、提出内容については事実と相違ないことを誓約します。

提出内容が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

記

- 1 工事名称 ○○○○○建設工事
2 工事場所 大阪市○○区○○○○○丁目
3 構成員

	承認番号	商 号	出資割合 (%)
代表者	○○○○○○○	○○○建設株式会社大阪支店	70
構成員	○○○○○○○	○○○建設株式会社	30

- 4 連 絡 先
 所属名 ○○○建設株式会社大阪支店○○課
 氏 名 ○○ ○○ 電話 00-0000-0000

一般競争入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（その2）

令和 年 月 日

大阪市長
大阪市契約担当者 様

代表者、構成員ごとに作成すること

(代表者・構成員)

の所在地 大阪市中央区本町1-4-5

商号又は名称 ○○建設株式会社 大阪支店

代表者

(又は受任者)

役職・氏名 大阪支店長 ○○ ○○

承認番号

○ ○ ○ ○ ○ ○

1. 入札参加に必要な建設業許可を次のとおり受けています。

許可年月日	許可番号	許可業種	契約しようとする 営業所
平成 ○年 ○月 ○日 令和	国土交通大臣許可 大阪府知事許可 第○○○○○○○号	特定・一般 ○○工事業	・主たる営業所 ・従たる営業所 ()

・契約しようとする営業所においても上記業種の建設業許可を受けています。

2. 上記許可業種の入札参加資格審査申請書提出期限日現在において有効な経営事項審査における最新の総合評定値等は次のとおりです。

審査基準日	総合評定値の通知日	経営事項審査 総合評定値 (P点)	完成工事高 (2・3年平均)
令和 ○年○月○日	令和 ○年 ○月 ○日	○○○	○○○千円

申請についての注意（記載要領）

○ 共同企業体入札参加資格審査申請書

- 1 申請は、代表者（会社）を先にして（出資割合の多い順に）連名で行うこと。
- 2 共同企業体の名称・事務所の所在地は、共同企業体協定書第2条、第3条に定めたものを記入すること。

○ 協定書 ----- 構成員数部を複写して使用すること。 協定書の頁ごとに割印を押すこと。

- 1 工事の名称（第1条関係） 空欄に工事の名称を記入すること。
第1条
(1) 大阪市発注に係る **〇 〇 〇 〇 〇 工 事**
(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下、単に「建設工事」という。) の請負
- 2 共同企業体の名称（第2条関係）
共同企業体の名称は、代表者（会社）を先にしてできるだけ簡潔に記入すること。
(例) 構成員 □□建設(株)、△△建設(株)
名 称 □□・△△特定建設工事共同企業体
第2条 当共同企業体は、 **□□・△△特定建設工事共同企業体**
(以下「企業体」という。) と称する。
- 3 事務所の所在地（第3条関係）
共同企業体の事務所は、代表者（会社）の主たる営業所（支店登録の場合は支店等）に置くこと。

第3条 当企業体は、事務所を **大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号**
□□建設株式会社 大阪支店 内 に置く。

4 成立の時期（第4条関係）

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後
3ヵ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

協定書を交わした日を記入すること。
(公示日から申請日の間の日付)

5 構成員の住所及び名称（第5条関係）

各構成員の「主たる営業所の所在地」（単体で支店登録の場合でも、主たる営業所の所在地）
及び「商号又は名称」を、代表者（会社）を先にして連記すること。

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
□□建設株式会社
大阪市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇番〇号
△△建設株式会社

6 代表者の名称（第6条関係）

代表者（会社）の「商号又は名称」のみ記入すること。

第6条 当企業体は、 **□□建設株式会社** を代表者とする。

7 構成員の出資割合（第8条関係）（共同施工方式の場合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

□□建設株式会社 **〇〇%**
△△建設株式会社 **〇〇%**

8 分担工事額（第8条関係）（分担施工方式の場合）

第8条 各構成員の建設工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇工事 **□□建設株式会社**
□□工事 **△△建設株式会社**

9 取引金融機関（第11条関係）

金融機関名及び支店名を記入すること。

第11条 当企業体の取引金融機関は、 **□□銀行 △△支店** とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

10 協定書の記名押印

□□建設株式会社 外〇社は、上記のとおり
□□・△△ 特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、〇通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

協定書を交わした日を記入すること。
(第4条関係で記載した日付と同一)

大阪市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号
□□建設株式会社大阪支店
大阪支店長 〇〇〇〇



大阪市 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇番 〇号
△△建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇



11 特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書（分担施工方式の場合）

大阪市発注に係る下記工事については、**□ □ ・ △ △** 特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

分担工事額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇 〇 工 事 □ □ 建 設 株 式 会 社 〇 〇 円

□ □ 工 事 △ △ 建 設 株 式 会 社 〇 〇 円

□ □ 建 設 株 式 会 社 外〇社は、上記のとおり分担工事額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成のうえ、各通に構成員が記名押印し、〇通は各自所持し、1通は大阪市へ提出するものとする。

令和 年 月 日

〇 〇 特定建設工事共同企業体

代表者 □ □ 建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇



△ △ 建設株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇



○ その他

当該工事を受注した場合において、協定書に定めた下記の事項に変更が生じたときは、構成員連名での変更届を提出すること。（契約管財局契約部契約課工事契約グループまで問い合わせのこと）

① 特定建設工事共同企業体の名称（第2条関係）

② 事務所の所在地（第3条関係）

③ 取引金融機関（第11条関係）

また、各構成員において代表者・使用印鑑等に変更が生じた場合は、所定の様式により、それぞれ単体の変更届とし、すみやかに届け出ること。

大阪市使用印鑑届

商号又は 氏名	(株)*****
代表者役職 氏名	***役職*****
受任者役職 氏名	***役職*****
押印欄	実印
	使用印

「代表者の実印」
※印鑑登録された代表者の印を
鮮明に押印してください。

「本店登録の場合は代表者の
印、受任者を設定している場合
は受任者の印」
※会社名など商号のみ、部署名
のみの印などは使用不可です。
鮮明に押印してください。

※提出書類は控えを取っておいてください。
※使用印は、入札・見積り、契約の締結、代金の請求・受領、共同企業体の結成等の
際に使用する印を押印してください。
使用印は代表者の役職名または氏名等が表示されたものに限りです。
(ただし、受任者を設けている場合は受任者の役職名又は氏名等が表示されたものに限りです。)

大阪市営業所所在地等報告書記載例（表面）

全ての欄について、漏れ等が無い様に作成してください

※誤りや漏れがあった場合は再提出をお願いすることとなります

新規

大阪市営業所所在地等報告書

令和 年 月 日

大阪市長

本店(主たる営業所)の所在地 大阪市*****
 商号又は名称 (株)*****
 代表者の役職・氏名 ***役職*****
 電話番号 06-0000-0000

大阪市と契約する窓口について、次のとおり報告します。

建物の所有形態	自社(自己)所有
建物の形態	戸建住宅
営業所の使用状況	営業所専用
標識	設置場所(事務所内)
看板	設置場所(建物入口)
電話設備	固定電話
机等什器備品	机(3台) いす(6脚) 複写機(1台) FAX(1台) パソコン(4台)
経營業務管理責任者	職名(代表取締役) 氏名(経營業務管理責任者) 上記の者の在籍確認ができるもの(健康保険)
営業所における専任の技術者	職名(取締役) 氏名(営業所における専任の技術者) 上記の者の技術者資格(1級土木施工管理技士) 上記の者の在籍確認ができるもの(健康保険) 上記以外の技術者数(5名)
営業に関する事項を記した帳簿	備えている

経營業務管理責任者欄

建設業許可申請の際、「経營業務の管理責任者証明書」(様式7号)において証明されている方を報告してください。

※支店登録の場合は報告不要です。

(お願い)

1. 大阪市営業所所在地等報告書に基づいて実態調査を実施します。調査の際に記載内容について、関係書類等の確認を行いますのでご協力をお願いします。
2. 調査の結果によっては、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく「停止措置」及び建設業法その他関係諸法令等に基づき「建設業許可行政等への情報提供」を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

次 頁

- (貼付書類)
1. 営業所の附近見取図
 2. 営業所の外観の写真(商号又は名称が確認できるもの)
 3. 営業所内部の写真

※提出書類は控えを取っておいてください。

営業所における専任の技術者欄

代表的な方の職名・氏名、技術者資格(代表的なもの)及び在籍確認ができるものを報告してください。(専任技術者が営業所に1名の場合は、上記以外の技術者数は0名としてください)

(裏面)

(株)*****

大阪市営業所所在地等報告書(地図-写真貼付用)

- 1 営業所の附近見取図(北方向を記入してください。駅、バス停、学校等目標になるものを記入し、できるだけ詳細に記入してください。住宅地図等の写しの貼付け可。)

- 2 営業所外観の写真(商号又は名称が確認できるもの) *写真の裏面に会社名を記入してください。

テナントビル等で、看板や表札等と建物の外観が一枚で撮影できない場合は、複数枚の写真を貼付していただくなど、営業所の状況がハッキリと判るように作成願います。
※支店登録の場合は支店の状況を報告してください。

- 3 営業所内部の写真 *写真の裏面に会社名を記入してください。

のり付け

※提出書類は控えを取っておいてください。

同種工事施工実績調書

工事名称：〇〇小学校増築その他工事
商号又は名称：〇〇建設株式会社

施工実績 1 件 目	工事名称	△△中学校増築その他工事
	発注機関名	大阪市
	施工場所	大阪市〇〇区〇〇町〇－〇
	契約金額	987,654,321円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
	受注形態	☒ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率： %）
	構造・階数・ 延べ面積・用途	鉄筋コンクリート造・4階建 延べ面積1,234㎡・学校
	CORINS 登録の 有無	☒ 有 ☐ 無
施工実績 2 件 目	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	受注形態	☐ 単体 ☐ 共同企業体（出資比率： %）
	構造・階数・ 延べ面積・用途	
	CORINS 登録の 有無	

注）延べ面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号（ただし書を除く。）による
こととする。

配置予定技術者の同種工事施工実績調書

工事名称：〇〇小学校増築その他工事

商号又は名称：〇〇建設株式会社

配置予定技術者の 従事役職・氏名		監理技術者・〇〇 〇〇
工事 実績 の 概要 1 件 目	工事名称	△△中学校増築その他工事
	発注機関名	大阪市
	施工場所	大阪市〇〇区〇〇町〇－〇
	契約金額	987,654,321円
	工 期	平成〇年〇月〇日 ～ 令和〇年〇月〇日
	従事役職	☒ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人
	構造・階数 延べ面積・用途	鉄筋コンクリート造・4階建 延べ面積1,234㎡・学校
	CORINS 登録の有無	☒ 有 ☐ 無
工事 実績 の 概要 2 件 目	工事名称	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人
	構造・規模	
	CORINS 登録の有無	☐ 有 ☐ 無
申 請 時 に お け る 他 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名称	
	発注機関名	
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	従事役職	☐ 監理技術者 ☐ 主任技術者 ☐ 現場代理人
	本工事と重複する 場合の対応措置	
	CORINS 登録の有無	☐ 有 ☐ 無

注) 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。

注) 延べ面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号（ただし書を除く。）によることとする。